

# 建設残土に関し汚染土かどうか確認しているか？

問 建設工事において場外搬出される残土に関し、汚染土であるかどうかを確認しますか。

(ゼネコン25社の回答)

ア 必ず確認する	7社	28.0%
イ 確認しない	0社	0.0%
ウ 必要に応じて確認する	17社	68.0%
(無回答)	1社	4.0%

## 「必要に応じて確認する」の具体的な内容

- ・ 発注者や顧客が要求する場合
- ・ 発注者や顧客より事前に分析結果が渡されていない場合
- ・ 搬出先や処理先が要求する場合
- ・ 搬出先や処理先に受入基準がある場合
- ・ 土壌汚染のリスクがあるかリスクを否定できない場合（工場跡地、埋立跡地、自然由来）
- ・ 残土条例がある自治体の場合
- ・ 発生量が2,000m<sup>3</sup>以上になる場合

# 残土条例について

土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等（残土条例）を制定している県 7 県

例）千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

## 条例の主なポイント（千葉県）

- ・ 3000 m<sup>2</sup>以上の埋立て等事業については県の許可制
- ・ 埋立てに使用する土砂等について安全基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できない

残土条例を制定している土壌汚染対策法政令市 10 市

例）千葉市 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

残土条例を制定している市区町村 145 市町村

（参考）

千葉県 52 市町村

栃木県 31 市町村

埼玉県 28 市町村

「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」  
（平成18年11月 環境省）より

# 想定される不適切な処理の例

## (1) 汚染土が汚染のない残土として取扱われるケース

### 意図的に汚染のない残土として処理するケース

汚染土の存在を認識しているにもかかわらず、意図的に通常の汚染のない残土として、処理するケース。

### 非意図的に汚染のない残土として処理されるケース

汚染土の存在を認識できず、意識せずに通常の汚染のない残土として、処理されてしまうケース。

# 想定される不適切な処理の例

## ( 2 ) 汚染土が途中でロンドンリングされるケース

### 建設汚泥の処理ルートへ回るケース

汚染土に含まれる有害物を除去できない建設汚泥の中間処理施設（脱水・固化程度の処理を行う施設）へ搬入され、汚染が浄化されないままの状態での再利用や埋立処分へ回るケース。

### 中間処理施設やストックヤードで希釈(ブレンド)されたり、そのまま通過(スルー)されたりするケース

処理先として、セメント工場などへの行先があることをほのめかす、不透明な中間処理施設やストックヤードが存在する。そこで、汚染土が希釈されたり、（希釈すらされず）横流しされたりするケース。

# 不適切な処理の結果として想定される被害ケース

## 残土置き場や残土処分場で発生するケース

「汚染土が汚染のない残土として取り扱われるケース」及び「汚染土が途中でロンダリングされるケース」の結果として、受入側の残土置き場や残土処分場で、汚染土の混入が発生するケースが想定される。

## 土地造成の際に発生するケース

開発行為に伴う盛土や遊休農地の嵩上げなど、土地造成の際に他所より汚染土が持ち込まれるケースが想定される。

## 事案 六価クロム汚染残土放置（H18.7月）

東京都日の出町の残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者（汚染を承知済の購入者）による汚染土の処理が開始されている。



## 事案 水銀汚染土不適正処理（H18.11月）

埼玉県体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることとなっていたが、計画とは異なる千葉県某市で、不溶化処理が行われていた。

千葉県某市及び埼玉県の指導により、汚染土は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。



水銀が残っている  
体温計が  
多数混入した  
汚染土



## 事案 ひ素汚染残土のたい積（H18.10月）

千葉県の一部堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるひ素が検出。

